

令和8年2月

市営住宅入居者募集

1 申込受付期間等

●受付期間 令和8年2月2日（月）～2月6日（金）
8時30分～17時15分

●受付場所・丸亀市役所 3階 都市整備部 建築住宅課

(電話0877-24-8814)

・綾歌市民総合センター 業務担当 (電話0877-86-5516)

・飯山市民総合センター 業務担当 (電話0877-98-7957)

2 決定方法及び入居までの日程

●決定方法 申込みをした方の人数が募集する戸数を上回る場合においては、抽選によって決定します。

●抽 選 日 令和8年2月10日（火） (参加の有無は、当落に影響はありません。)

●資格審査説明会 令和8年2月13日（金）

●書類提出締切日 令和8年2月18日（水）

●契約締切日 令和8年2月27日（金）

●入居可能日 令和8年3月1日（日）

*入居に際しては、①身元引受人1名 ②家賃の3ヶ月分の敷金が、必要となります。

3 申込資格

●次のすべてに該当していることを必要とします。

①市内に住居を必要としている方で、住宅に困窮している方。

②所得が所定の基準に該当している方。

③同居親族又は同居しようとする親族がある方。

ただし、単身者についても資格がある場合があります。

④持家等固定資産を所有していない方。

⑤市町村税等の滞納をしていない方。

⑥市営住宅使用料等の滞納をしていない方。

⑦暴力団員でない方。

*性的少数者については、パートナーシップ宣誓書等を必要とします。

4 多数回落選者優遇制度について

直前3回の本市の定期募集において、3回連続で市営住宅の入居申し込み後、公開抽選において全て落選された方を多数回落選者として優遇する制度で、対象者については申し込んだ住宅で抽選番号が2つ付与されます。

※3回連続で公開抽選に落選された方が対象となりますので、当選後、辞退された場合や入居資格がないため失格になった場合は、優遇措置は受けられません。また、住宅選択時に2ヶ所の住宅を選択することはできません。申し込めるのは1ヶ所のみです。

5 収入基準

申込者と同居親族全員の所得を合算し、諸控除を差し引いた月収額（政令月収という。）が、次の基準に該当すること。

- 原則階層世帯……158,000円以下
- 裁量階層世帯……214,000円以下

*裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

- ① 満60歳以上又は満60歳以上及び18歳未満の方からなる世帯
- ② 身体障害者（身体障害者手帳1～4級）の方のいる世帯
- ③ 戦傷病者手帳（恩給法別表の特別項症～第6項症又は第1款症）の交付を受けている方のいる世帯
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯
- ⑤ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯
- ⑥ 精神障害者（精神障害者保健手帳1、2級程度）の方のいる世帯
- ⑦ ハンセン病療養所の入所者又は入所していた方のいる世帯
- ⑧ 小学校就学前の子どものいる世帯

6 収入分位

- 家賃は政令月収に基づく収入分位ごとに決定されます。

分位	政令月収
1	0～104,000円
2	104,001～123,000円
3	123,001～139,000円
4	139,001～158,000円
5	158,001～186,000円
6	186,001～214,000円

*分位5・6は、裁量階層です。